

守口市が実施している認定こども園等への主な訪問事業

| 実施主体 | 事業名 | 対象者 | 対象施設 | 内容 |
|------------|----------|-------------------------|----------------------------|---|
| 保育・幼稚園課 | 巡回保育 | 就学前の児童 | 公立・私立認定こども園、 保育所(園) | 対象施設に通園している障がいのある児童に対して、専門的な知見を持つ大学の教授や言語聴覚士等が施設を巡回し、障がいのある児童一人一人に見合った保育方法を見いだす。(各施設2、3回程度実施) 実際に保育を行っている状況を確認し、施設で勤務する保育教諭等に対し、障がいのある児童への接し方や環境整備等について指導を行う。 |
| 学校教育課 | 巡回相談 | 就学前の幼児 | 公立幼稚園 | 対象施設に通園している障がいのある幼児に対して、守口支援学校の地域支援コーディネーターが年に2回、施設を巡回し、障がいのある幼児一人一人に対する支援について指導助言を行う。 午前中は実際に行っている保育を参観し、午後からは当該施設の教職員に対し、障がいのある幼児への支援方法や環境整備等について指導助言を行う。 |
| 保健センター | 5歳児健康診査 | 年中児童 (主に4歳後半から5歳前半) | 公立・私立認定こども園、 保育所(園)、幼稚園 | 保健師、臨床心理士等がチームを編成し、対象児(年中児)が在籍する認定こども園、保育所(園)・幼稚園を巡回訪問する方法で実施。 保護者が記入した「問診票」と「アンケート」、巡回時の「行動観察」を総合的に検討し、発達障害(疑いも含む)の早期発見、及び、就学後の不適応を少なくするための支援を行っている。この健診は、保護者の気づきを促す機会とし、就学を迎えるための準備を始める契機になることも目的としている。 巡回訪問の前後で、医師・保健師・臨床心理士による会議を行い、巡回当日の観察すべき視点の確認、大枠の支援方針、年長になった時の支援内容等について検討(年長時にも再度巡回訪問実施)を行っている。 |
| わかくさ・わかすぎ園 | 保育所等訪問支援 | 0歳児から18歳まで (受給者証が必要) | 公立・私立認定こども園、 保育所(園)、幼稚園 | 障害のある児童に対し、保護者からの要請に対し、その児童が所属する公立・私立認定こども園、保育所(園)・幼稚園などに、わかくさ・わかすぎ園の職員が訪問し、専門的な援助や助言を行っている。 |